

3.5 追加議定書(Additional Protocol, INFCIRC/540 (Corrected)をモデルとする)【¹⁰】

3.5.1 概要

- ・包括的保障措置の対象である申告した核物質についての非転用のみでなく、未申告の核物質、原子力活動がないことを確認することを目的に、IAEA と保障措置協定締結国との間で保障措置強化のため追加的に発効
- ・追加議定書を発効した国は、以下を IAEA に認めることが義務付けられる

-拡大申告:

現行の保障措置協定において未申告の原子力関連活動に関する申告

-補完的なアクセス:

現行の保障措置協定においてアクセスが認められていない場所等へのアクセス

イラク及び北朝鮮の核兵器開発疑惑等を契機に、IAEA 保障措置制度の強化及び効率化を目的として規定したもので、INFCIRC/153 (Corrected)に基づく保障措置協定よりも広範な保障措置を行う権限を IAEA に付与

注)最新の締結国の詳細は、「STATUS LIST Conclusion of Safeguards Agreements, Additional Protocols and Small Quantities Protocols(URL:
<https://www.iaea.org/sites/default/files/20/01/sg-agreements-comprehensive-status.pdf>)」を参照

3.5.2 経緯【¹¹】

- 1991 湾岸戦争後、NPT に加盟し、かつ IAEA の包括的保障措置が適用されていたイラクにおいて、保有している核物質の一部を IAEA に申告せず、秘密裏に核兵器開発を進めていたという事実が発覚
- 1993 北朝鮮の脱退問題に至る核開発疑惑の高まり
包括的保障措置の下では、IAEA は加盟国からの全ての核物質等の申告に対しその正確性の検認はするが、完全性を検認する手段がなかったため、これを契機として申告の完全性を検証する査察方法と手段を IAEA が持つことの必要性を指摘
- 1993 IAEA 理事会は保障措置の強化・改善策の検討を事務局に要請
- 1995 事務局は「93+2 計画案」を理事会に提出
93+2 計画案: 1993 年から 2 年以内にまとめるとの趣旨から命名。未申告活動や未申告施設を探知するために IAEA の機能を強化する内容を盛込む
- 1997/5/15 4 回に渡る起草委員会を経て、特別理事会においてモデル追加議定書として採択 (1997/9 発効)

3.5.3 内容

- ・追加議定書は、IAEA に新たな法的権限を付与するために、保障措置協定を強化し補完するもの
- ・「保障措置協定と一体不可分をなすものであるが、齟齬が生じた場合は、追加議定書の規定が適用される」(追加議定書第 1 条)と定められている
- ・各国が IAEA と締結する追加議定書のモデル(INFCIRC/540 (corrected))の構成は以下のとおり

追加議定書と保障措置協定の関係	第 1 条
情報の提供	第 2 条 - 第 3 条
補完的なアクセス	第 4 条 - 第 10 条
IAEA の査察官の指名	第 11 条
査証	第 12 条
補助取決め	第 13 条
通信システム	第 14 条
秘密情報の保護	第 15 条
附属書	第 16 条
効力発生	第 17 条
定義	第 18 条
付属書 I (第 2 条 a.(iv)に従い申告すべき活動の一覧表)	
付属書 II (第 2 条 a.(ix)に従い申告すべき輸出及び輸入にかかる 報告のための特定設備・資材の一覧表)	

3.5.4 追加議定書発効国(2024 年 3 月現在)

- ・IAEA との間の追加議定書を発効したのは、142 ケ国、包括的保障措置協定締結国で追加議定書未発効は 45 ケ国
- ・核兵器国は 5 ケ国全てが上記モデルに修正を加えた内容の追加議定書を発効済みで、対象物特定保障措置協定締結国ではインドが追加議定書を発効済み

注) 最新の締結国の詳細は、「STATUS LIST Conclusion of Safeguards Agreements, Additional Protocols and Small Quantities Protocols(URL:
<https://www.iaea.org/sites/default/files/20/01/sg-agreements-comprehensive-status.pdf>)」を参照